

指定管理者制度活用事業 評価シート

1. 基本事項

施設名称	川崎市第2グループ老人いこいの家	評価対象年度	令和4年度
事業者名	・事業者名 社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会 ・代表者名 会長 浮岳 堯仁 ・住 所 川崎市中原区上小田中六丁目22番5号	評価者	高齢者在宅サービス課長
指定期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日	所管課	健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課

2. 事業実績

利用実績	(1)利用者数 (2)入浴者数 (3)教養の向上に関する事業 (4)レクリエーション等に関する事業 (5)多世代交流・地域交流に関する取組	45,768人 (個人16,249人、団体29,519人) 2,126人 (377回) 3,369人 (332回) 4,207人 (18回) 4,464人 (8回)
収支実績	○収入 (内訳) 指定管理料 (内訳) 事業収入 ●支出 (内訳) 人件費 (内訳) 事務費 (内訳) 事業費 ◎収支差引額	41,602,933円 41,568,013円 34,920円 43,211,208円 33,942,577円 7,087,959円 2,180,672円 -1,608,275円
サービス向上の取組	<p>・新型コロナウイルス感染症対策に留意しつつ、高齢者の介護予防に資する取組を実施するほか、利用者満足度調査や意見箱の設置等を通じて利用者ニーズを把握しつつ、地域包括支援センター等との連携を密にすることで、各施設をとりまく地域の状況を把握しながら、地域福祉活動拠点としての施設運営に努めている。</p> <p>・新規利用者の確保のための広報活動を行いつつ、こども文化センターやわくわくプラザとの交流を図るなど、多世代交流事業に取り組むことで、地域の福祉拠点としての役割を果たしている。</p>	

3. 評価

分類	項目	着眼点	配点	評価段階	評価点
適正な業務実施	心身へのきめ細やかな配慮	高齢者の心身への配慮について適正かつきめ細やかだったか。	5	3	3
	地域交流の推進	地域に根ざした施設として、地域交流は積極的に実施し、推進しているか。	5	3	3
	介護予防のための取組の充実	介護予防に資する取組が前指定管理期間よりも充実しているか。	5	3	3
	施設の利用促進	新たな利用者の確保策など、施設の利用促進に資する取組を実施したか。	5	3	3
	適切な臨機の対応	通常の施設運営に影響をきたす事由が発生した際に、適切に対応し事業を実施しているか。	4	4	3.2
	生活相談の積極的な取組	生活相談の取組を積極的に実施したか。	4	3	2.4
	<p>(評価の理由)</p> <p>【心身への配慮】 ・高齢者の心身への配慮について、利用者の来館時に健康状態などを観察し、声掛けを行うとともに、1か月以上来館がない利用者については、各関係機関と連携して安否確認を行っており、入浴利用者については、事故防止のため、入浴前の血圧測定に加え、複数人での利用を促すなど、利用者の心身に配慮した取組を行っている。</p> <p>【地域交流の推進】 ・地域交流の推進について、感染症対策に留意しつつ、こども文化センターとの交流事業や近隣保育園とのハロウィンイベントを実施するほか、各館で小学校等の子ども達の作品展展示会や実習生の受入を行うなど、多世代交流に取り組んでいる。また、こども文化センターとポッチャを通じた交流事業を検討するなど、次年度の改善に努めている。</p> <p>【介護予防の取組】 ・介護予防のための取組の充実について、生きがいづくりや体操などの文科系・運動系の教養講座の開催や地域活動団体への支援のほか、川崎病院の理学療法士による介護予防講座を開催するなど、自助・互助意識の醸成及び介護予防に資する取組がなされている。</p> <p>【施設の利用促進】 ・施設の利用促進については、幸スポーツセンターと連携し、各館でポッチャを実施することなどを通じて、これまで利用したことのない地域の高齢者等への施設周知を図るとともに、作品展など、高齢者だけでなく様々な方が来館できるような取組を行っている。また、貸室が空いている時にはボランティアグループ等が施設を利用できるよう、広報紙やホームページで周知するなど、次年度以降の施設利用促進に取組んでいる。</p> <p>【適切な臨機の対応】 ・通常の施設運営に影響をきたす事由が発生した際の対応としては、新型コロナウイルス感染症の対策としての十分な換気や毎日の消毒・清掃作業による衛生管理の徹底のほか、利用者への注意喚起など、感染状況を踏まえた感染症対策を講じつつ、各種講座や地域交流を含む事業を実施しており、クラスターも発生していない。</p> <p>【生活相談の取組】 ・生活相談の積極的な取組について、寄せられた相談や把握した問題は、相談記録に残し、管理人と職員間で情報共有の上、必要に応じて各関係機関と適切に連携がなされている。また、関係機関等への個人情報提供時の同意の取り方を検討するなど、次年度の事業改善に努めている。</p>				

収支計画・実績	効率的・効果的な支出	計画に基づく適正な支出が行われているか。また、経費削減の取組がなされているか。また、経費削減のために利用者の利便低下や安全・安心の阻害となっていないか。	5	3	3
	適切な会計処理	適正な会計処理が為されているか。	5	3	3
<p>(評価の理由)</p> <p>【効率的・効果的な支出】</p> <p>・収支マイナスについては、年金法の改正に対応した法定福利費の負担増及び作業報酬下限額の増に伴い、職員の人件費が増額したことによるものであること、また、事務費・事業費支出について、概ね計画に基づく事業が実施されていることから、マイナス評価とはせず、標準点が妥当と評価できる。</p> <p>【適切な会計処理】</p> <p>・適切な会計処理については、帳簿等の関係資料を整備するとともに、他の経理と区分し、適正な処理に努めている。</p>					
サービス向上及び業務改善	適切なサービスの提供及びサービスの効果	提供すべきサービスが仕様書や実施計画等に基づいて適切に提供されたか。また、その効果が表れているか。特に、利用者が増加した場合の要因も確認すること。	10	3	6
	業務改善によるサービス向上	業務改善のための指針があるか。業務改善が必要な場合に、現状分析、課題把握、改善策の検討と実施が行われているか。また、具体的な効果が表れたか。	10	3	6
	効率的・効果的な運営	グルーピングによる施設の一体管理が効率的・効果的に行われているか。	4	3	2.4
	利用者ニーズの把握及び事業への反映	利用者ニーズの把握に努めたか。また、利用者ニーズを事業や管理に反映させる取組が為されているか。さらに、独自性が見られるか。	5	3	3
	利用者意見への積極的な対応	利用者からの苦情や意見の受付体制が整備されているか。また、苦情や意見に対して、迅速かつ適切に対応しているか。	5	3	3
<p>(評価の理由)</p> <p>【適切なサービス提供】</p> <p>・適切なサービス提供については、高齢者の介護予防に資する講座の開催や、多世代交流事業、職員等による積極的な修繕により施設環境の改善等、概ね仕様書に基づく運営がなされており、適切にサービスが提供されている。</p> <p>【業務改善によるサービス向上】</p> <p>・業務改善によるサービス向上について、セルフモニタリングによる自己評価のほか、施設運営にあたっての課題や利用者からの意見について、運営委員会等で情報共有・協議し、実現可能なものについては改善を図っており、業務改善によるサービスの向上に努めている。</p> <p>【効率的・効果的な運営】</p> <p>・効率的・効果的な運営については、グルーピングによる施設の一体管理について、管理運営の均一化を図るなど、適正に管理されている。</p> <p>【利用者ニーズ把握・反映】</p> <p>・利用者ニーズの把握について、管理人による日常的な利用者ニーズの把握のほか、利用者満足度調査の実施、館内の意見箱の設置により、利用者ニーズを把握できる体制を整えている。</p> <p>【利用者意見への対応】</p> <p>・利用者意見への対応については、必要に応じて、運営委員会等の関係者との情報共有を図っており、苦情解決実施要綱に基づき、第三者委員からの聞き取りを行える体制を構築しており、利用者意見を反映した施設運営に努めている。</p>					
組織管理体制	適正な人員配置	必要な人員(人数・有資格者等)が必要な場所に適切に配置されているか。	4	3	2.4
	連絡・連携体制の充実	定期または随時の会議等によって職員間や所管課等との連絡・連携が十分に図られているか。	4	3	2.4
	担当者のさらなるスキルアップ	業務知識や安全管理、法令遵守に関する研修等、スキルアップのための取組が充実しており、スタッフのスキルとして浸透しているか。また、その習得状況を確認するための取組があるか。	4	3	2.4
	安全・安心への取組	<ul style="list-style-type: none"> ・事件・事故、犯罪、災害から利用者を守ることができる適切な安全管理体制となっているか(人員配置、マニュアル、訓練等)。 ・緊急時に警察や消防など関係機関と速やかに連携が図れるよう、連絡体制を構築し、定期的に情報交換等を行っているか。 ・事故発生時の対応について適切だったか、また、再発防止に取り組んだか。 	4	3	2.4
	個人情報等の適切な管理及び法令遵守	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護、その他の法令遵守のルール(規則・マニュアル等)と管理・監督体制が整備され、適切な運用が為されているか。 ・業務日誌・点検記録・修繕履歴等が適切に整備・保管されているか。 	4	3	2.4
<p>(評価の理由)</p> <p>【適正な人員配置】</p> <p>・適正な人員配置については、管理人3名と休暇代替アルバイトによるローテーションで勤務することで、円滑な施設運営を図り、よりきめ細やかに対応できるような配置としている。</p> <p>【連絡・連携体制】</p> <p>・連絡・連携体制の充実については、定期又は随時に会議等を行うことで、職員間や所管課と連携を密に取り合うことができ、特段問題も発生していない。</p> <p>【担当者のスキルアップ】</p> <p>・担当者のさらなるスキルアップについて、管理人が市民救命士養生講習を受講し、AEDの使用方法を学ぶなど、安全管理の向上を図っており、利用者からのスマートフォン操作の問い合わせに対応するため、ボランティア講師による管理人のスマートフォン研修を実施するなど、社会資源を活用しつつ、積極的に管理人の資質向上に取り組んでおり、利用者対応の充実に活かしている。</p> <p>【安全・安心への取組】</p> <p>・安全・安心への取組について、避難訓練を実施しているほか、利用者の緊急連絡先記録簿を作成し、緊急時にはマニュアルに基づき対応できるような体制がとられており、安全管理に取り組んでいる。また、入浴事業については、定期的に水質調査を実施し感染症予防を徹底するとともに、管理人が随時状況確認のための声掛け等を行うことにより、入浴事故を防いでいる。</p> <p>【個人情報管理・法令遵守】</p> <p>・個人情報等の適切な管理及び法令遵守については、日頃からここの家の運営に係わる関連法令を遵守するとともに、個人情報保護法及び個人情報保護規定に基づき、利用者への同意、施錠できるキャビネットでの保管など、適切に運用している。また、業務日誌・点検記録・修繕履歴等の管理記録についても適切に整備・保管されている。</p>					

適正な施設管理	施設・設備の保守管理及び快適な利用環境の維持	<ul style="list-style-type: none"> ・安全な利用に支障をきたすことのないよう、施設・設備の保守点検や整備等を適切かつ速やかに実施しているか。 ・設備・備品の整備や整頓、利用者が使用する消耗品等の補充が適切かつ速やかに行われているか。 ・施設内及び外構の清掃が適切に行われ、清潔な美観と快適に利用できる環境を維持しているか。 ・施設内及び敷地内の警備が適切に行われ、事件・事故・犯罪等の未然防止に役立っているか。 	4	4	3.2
	外構・植栽管理及び美観向上のための取組	外構の植栽を適切に管理(草刈、剪定、害虫駆除等)しているか。また、美観向上のための積極的な取組をしているか。	4	3	2.4
<p>(評価の理由)</p> <p>【施設保守管理・利用環境】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設・設備の保守管理については、施設の経年劣化によって不備が生じた場合は、各業者へ連絡し迅速に対応する等、施設の安全性や快適性を向上させるための修繕を行っていることに加え、職員と地域ボランティアが壁紙や通路の修繕を実施するなど、社会資源を活用しつつ、積極的に施設環境改善を図っている。 ・備品管理について必要に応じて所管課に確認しつつ、備品台帳と現状を照合し、適正な管理に努めるとともに、不具合のある備品について、速やかな修繕及び廃棄を行うなど、適切な管理が行われた。 ・利用者が快適に施設を利用することができるよう毎日の清掃を行い、清潔環境の維持に努めており、入浴事業に関して定期的に水質検査を行うなど衛生環境に配慮している。 <p>【外構・植栽管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・植栽管理については、水やり、追肥、枝の誘引等について、適切に管理が行われた。 					

4. 総合評価

評価点合計	61.6	評価ランク	C
-------	------	-------	---

5. 事業執行(管理運営)に対する全体的な評価

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、市内の感染状況を踏まえた感染症対策を講じつつ、健康増進に関する講座等の各種事業を実施しており、介護予防の取組や入浴事業、生活相談の実施、利用者への積極的な声掛けによる心身への配慮等のほか、近隣保育園とのハロウィン、小学校児童等の作品展覧会を実施するなど、多世代交流に取り組んでいる。コロナ禍においても、様々な対策や工夫をすることで、クラスターを起こさずに、いこいの家の目的である高齢者のふれあいや生きがいづくりの場としての機能を果たすことができている。総合評価の結果から、適正であると認められる。

6. 来年度の事業執行(管理運営)に対する指導事項等

- ・高齢者人口の増大に伴い、いこいの家の目的である高齢者のふれあいやいきがい・健康づくりの場、介護予防のための通いの場としての機能を果たしていくため、これまでの利用制限等により減少した利用者の回復と利用継続に資する取り組みを行っていくこと。
- ・市内全区でいこいの家を管理運営しているスケールメリットを活かし、事業運営の実績やノウハウの全市的な共有、市・各区社会福祉協議会や他都市の社会福祉協議会との情報交換等を通じた企画力・調整力を発揮すること。
- ・多くの地域住民が集って、つながり支えあう場となるように、地域の介護予防拠点、活動拠点としての機能を充実させること。
- ・地域包括ケアシステムの構築の中で、地域に根ざした施設として、近隣施設や合築施設等と連携しながら地域交流の推進を図るとともに、より効果的・効率的な施設運営を行うこと。